

親・祖父母等（贈与者）から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税となります。
（令和4年1月1日～令和5年12月31日までの措置）

■ 適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引下げ）
- 受贈者：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下、18歳以上）

■ 非課税限度額

住宅の区分	非課税限度額
一定の耐震性能、省エネ性能 又はバリアフリー性能を有する住宅	1,000万円
上記以外の住宅	500万円

- （注） 1 既存住宅は、①耐震基準に適合していること又は②昭和57年以降に建築されていることが必要。
2 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和5年12月末まで1,500万円（耐震・省エネ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）。
3 原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。
4 適用件数 令和元年：5.8万件 令和2年：6.0万件